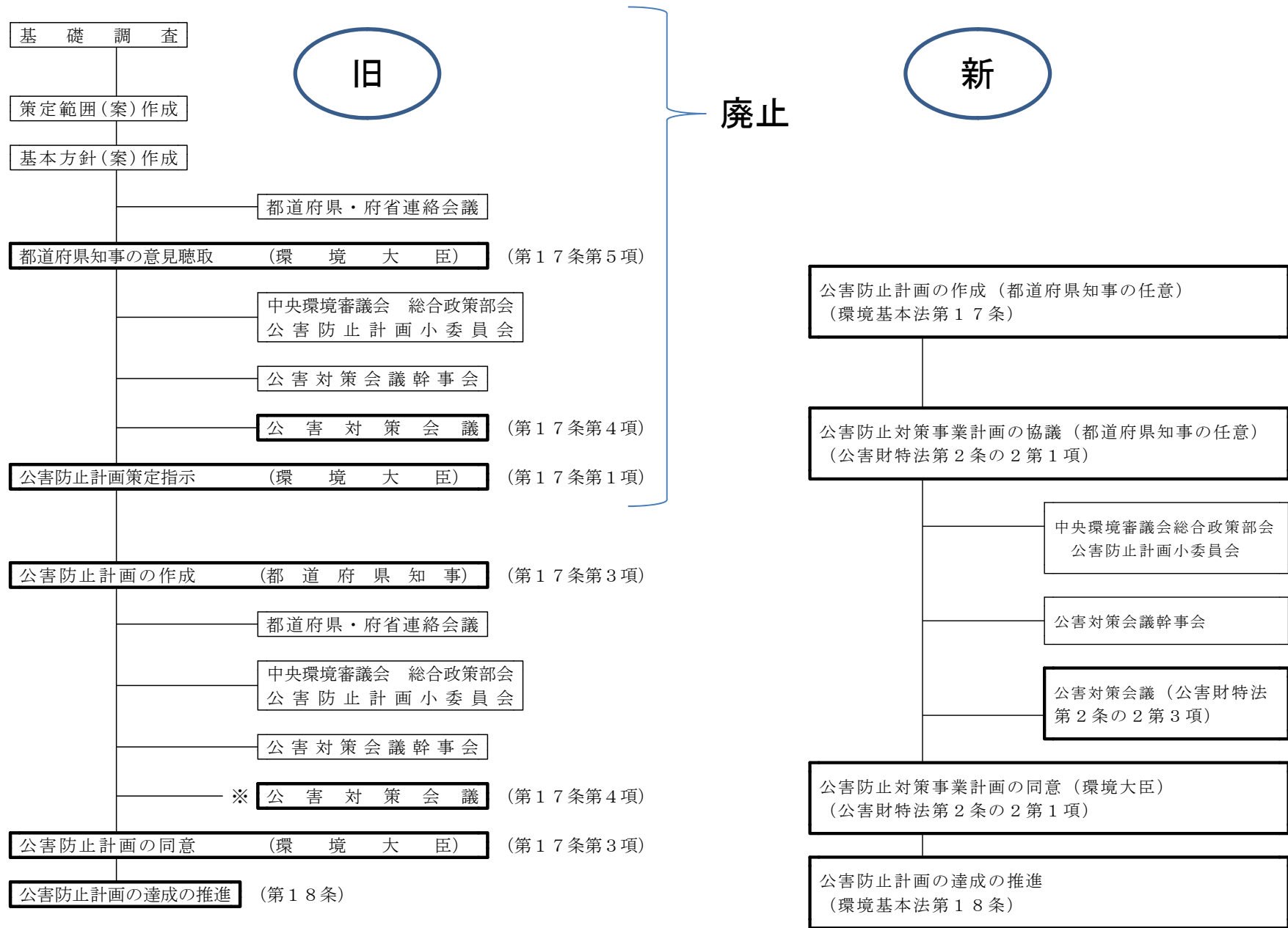


公害防止計画の作成に係る手続の変更について



(注) 1. 上記の太枠は、環境基本法(改正前)に基づくものであり、()内はその条項を示す。
2. ※継続地域については、公害対策会議会長専決要領の規定により、開催されない。

(注) 公害財特法第2条の2第2項に基づき公害防止対策事業計画を変更する場合についても同意の手続が必要。

公害防止計画の作成に係る想定スケジュール

		都道府県	環境省
9月	上旬		説明会開催
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	公害防止対策事業計画に係る地域案の情報提供 →	環境省内における検討等
	中旬		
	下旬		
11月	上旬	公害防止対策事業計画素案の情報提供 →	環境省内における検討等
	中旬		
	下旬		
12月	上旬	↑ 都府県内各機関及び国の地方機関等との調整 ↓ 公害防止対策事業計画素案の情報提供 →	環境省内における検討等
	中旬		
	下旬		
1月	上旬	↑ パブリックコメント等 ↓	
	中旬		
	下旬		
2月	上旬	公害防止対策事業計画案の協議 →	環境省内における検討等
	中旬	中環審公害防止計画小委員会の開催	
	下旬	公害防止計画の作成 ←	公害対策会議及び幹事会の開催 公害防止対策事業計画案への環境大臣の同意
3月	上旬		
	中旬		
	下旬		

※ 上記の情報提供等は、都道府県の任意。また、現時点での想定スケジュールであり、今後変更がありうる。